

丹波市住生活基本計画審議会に関する運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、丹波市住生活基本計画審議会条例（令和3年丹波市条例第14号）第8条の規定に基づき、丹波市住生活基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開等）

第2条 会議（会議において配布された資料を含む。この条において同じ。）の全部若しくは一部の非公開は、会長が会議に諮って、これを定める。

2 会議の公開に際しては、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）の趣旨に照らし配慮するものとする。

（指名委員による調査等）

第3条 審議会は、必要と認めるときは、審議会が指名する委員（以下「指名委員」という。）に次の事項を委託することができる。

- （1）関係者への意見聴取に関すること。
- （2）審議会が必要と認める文書の収集に関すること。
- （3）施策の方針作成に関すること。
- （4）その他審議会が必要と認める事項。

2 前項の場合において、指名委員は、その結果の概要を審議会に報告しなければならない。

（傍聴に関する事項）

第4条 審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録の作成）

第5条 審議会の会議録は、建設部都市住宅課において作成する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。